

手数料の改定内容（都市計画法関係手数料）

改定の内容

改定前				改定後			
優良宅地造成認定手数料				優良宅地造成認定手数料			
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
優良宅地造成認定事務（租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るものの認定事務をいう。）	造成宅地面積が0.1ha未満	1件	86,000円	優良宅地造成認定事務（租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第28条の4第3項第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るものの認定事務をいう。）	造成宅地面積が0.1ha未満	1件	82,000円
	0.1ha以上0.3ha未満	1件	120,000円		0.1ha以上0.3ha未満	1件	130,000円
	0.3ha以上0.6ha未満	1件	180,000円		0.3ha以上0.6ha未満	1件	190,000円
	0.6ha以上1.0ha未満	1件	240,000円		0.6ha以上1.0ha未満	1件	250,000円
	1.0ha以上3.0ha未満	1件	360,000円		1.0ha以上3.0ha未満	1件	370,000円
	3.0ha以上6.0ha未満	1件	470,000円		3.0ha以上6.0ha未満	1件	480,000円
	6.0ha以上10.0ha未満	1件	600,000円		6.0ha以上10.0ha未満	1件	630,000円
	10.0ha以上	1件	800,000円		10.0ha以上	1件	830,000円
優良住宅新築認定申請	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のとき	1件	6,200円	優良住宅新築認定申請	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のとき	1件	5,500円
	100m ² を超え500m ² 以下のとき	1件	8,600円		100m ² を超え500m ² 以下のとき	1件	7,500円
	500m ² を超え2,000m ² 以下のとき	1件	13,000円		500m ² を超え2,000m ² 以下のとき	1件	11,000円

	とき		
	2,000m ² を超え10,000m ² 以下のとき	1件	35,000円
	10,000m ² を超えるとき	1件	43,000円
良質住宅新築認定申請	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のとき	1件	6,200円
	100m ² を超え500m ² 以下のとき	1件	8,600円
	500m ² を超え2,000m ² 以下のとき	1件	13,000円
	2,000m ² を超え10,000m ² 以下のとき	1件	35,000円
	10,000m ² を超えるとき	1件	43,000円
住宅用家屋証明申請		1件	1,300円

	とき		
	2,000m ² を超え10,000m ² 以下のとき	1件	35,000円
	10,000m ² を超えるとき	1件	43,000円
良質住宅新築認定申請	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のとき	1件	5,500円
	100m ² を超え500m ² 以下のとき	1件	7,500円
	500m ² を超え2,000m ² 以下のとき	1件	11,000円
	2,000m ² を超え10,000m ² 以下のとき	1件	35,000円
	10,000m ² を超えるとき	1件	43,000円
住宅用家屋証明申請		1件	1,300円

開発許可申請手数料

区分		単位	金額
(1) 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可に対する審査	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件 7,900円
		0.1ha以上0.3ha未満	1件 20,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	1件 40,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	1件 80,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	1件 120,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	1件 160,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	1件 200,000円
	10.0ha以上	1件 280,000円	
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件 12,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	1件 28,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	1件 60,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	1件 110,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	1件 180,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	1件 250,000円
6.0ha以上10.0ha未満		1件 310,000円	
10.0ha以上	1件 440,000円		

開発許可申請手数料

区分		単位	金額
(1) 都市計画法（以下この表において「法」という。）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可に対する審査	主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件 8,200円
		0.1ha以上0.3ha未満	1件 21,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	1件 41,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	1件 82,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	1件 130,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	1件 170,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	1件 210,000円
	10.0ha以上	1件 280,000円	
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為である場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件 13,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	1件 28,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	1件 62,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	1件 120,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	1件 190,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	1件 250,000円
6.0ha以上10.0ha未満		1件 330,000円	
10.0ha以上	1件 450,000円		

	その他の場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件	80,000円		その他の場合	開発区域の面積が0.1ha未満	1件	82,000円
		0.1ha以上0.3ha未満	1件	120,000円			0.1ha以上0.3ha未満	1件	130,000円
		0.3ha以上0.6ha未満	1件	180,000円			0.3ha以上0.6ha未満	1件	190,000円
		0.6ha以上1.0ha未満	1件	240,000円			0.6ha以上1.0ha未満	1件	250,000円
		1.0ha以上3.0ha未満	1件	360,000円			1.0ha以上3.0ha未満	1件	370,000円
		3.0ha以上6.0ha未満	1件	470,000円			3.0ha以上6.0ha未満	1件	480,000円
		6.0ha以上10.0ha未満	1件	600,000円			6.0ha以上10.0ha未満	1件	630,000円
		10.0ha以上	1件	800,000円			10.0ha以上	1件	830,000円
		(2) 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算して得た金額（当該合算して得た金額が800,000円を超えるときは、800,000円） ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除				(2) 法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算して得た金額（当該合算して得た金額が830,000円を超えるときは、830,000円） ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除	

	<p>く。)の場合 開発区域の 面積（イに 規定する変 更を伴う場 合にあって は変更前の 開発区域の 面積、開発 区域の縮小 を伴う場合 にあっては 縮小後の開 発区域の面 積）に応じ て(1)の項に 定める金額 に10分の1 を乗じて得 た金額</p> <p>イ 新たな土 地の開発区 域への編入 に係る法第 30条第1項</p>		<p>く。)の場合 開発区域の 面積（イに 規定する変 更を伴う場 合にあって は変更前の 開発区域の 面積、開発 区域の縮小 を伴う場合 にあっては 縮小後の開 発区域の面 積）に応じ て前号に定 める金額に1 0分の1を乗 じて得た金 額</p> <p>イ 新たな土 地の開発区 域への編入 に係る法第 30条第1項</p>
--	---	--	--

		第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じて (1)の項に定める金額 ウ その他の変更 9,300円			第1号から第4号までに掲げる事項の変更の場合 新たに編入される開発区域の面積に応じて 前号に定める金額 ウ その他の変更 9,700円		
(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件	42,000円		(3) 法第41条第2項ただし書（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件 43,000円		
(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件	24,000円		(4) 法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件 24,000円		
(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発区域の面積が0.1ha未満	1件	6,300円	(5) 法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発区域の面積が0.1ha未満	1件	6,300円
	0.1ha以上0.3ha未満	1件	17,000円		0.1ha以上0.3ha未満	1件	17,000円
	0.3ha以上0.6ha未満	1件	35,000円		0.3ha以上0.6ha未満	1件	35,000円
	0.6ha以上1.0ha未満	1件	63,000円		0.6ha以上1.0ha未満	1件	63,000円
	1.0ha以上	1件	87,000円		1.0ha以上	1件	87,000円
(6) 法第45条の規定に基づく承認の申請を	1件	1,600円		(6) 法第45条の規定に基づく承認の申請を	1件	1,700円	

づく開発許可を受けた 地位の承継の承認の申 請に対する審査	する者が行おう とする開発行為 が、主として自 己の居住の用に 供する住宅の建 築の用に供する 目的で行うもの 又は主として、 住宅以外の建築 物で自己の業務 の用に供するも のの建築若しく は自己の業務の 用に供する特定 工作物の建設の 用に供する目的 で行うものであ って開発区域の 面積が1.0ha未満 のものである場 合			づく開発許可を受けた 地位の承継の承認の申 請に対する審査	する者が行おう とする開発行為 が、主として自 己の居住の用に 供する住宅の建 築の用に供する 目的で行うもの 又は主として、 住宅以外の建築 物で自己の業務 の用に供するも のの建築若しく は自己の業務の 用に供する特定 工作物の建設の 用に供する目的 で行うものであ って開発区域の 面積が1.0ha未満 のものである場 合		
	イ 承認の申請を する者が行おう とする開発行為 が、主として、 住宅以外の建築	1件	2,500円		イ 承認の申請を する者が行おう とする開発行為 が、主として、 住宅以外の建築	1件	2,500円

	物で自己の業務若しくは自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合				物で自己の業務若しくは自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1.0ha以上のものである場合		
	ウ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイに規定するもの以外のものである場合	1件	16,000円		ウ 承認の申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイに規定するもの以外のものである場合	1件	17,000円
(7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付		用紙1枚につき	430円		(7) 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき	420円
(8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付		1件	3,500円		(8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく証明書の交付	1件	4,100円

改定の適用日

令和4年10月1日

問い合わせ先

住宅課 ☎587-6322